

地域農林水産業の振興について

現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、国際交渉による影響の不透明感、予測不能な自然災害による農林水産業被害など、非常に厳しい状況にある。

こうした中、国は平成25年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農林水産業を産業として強くしていく産業政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増することを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとしている。

また、昨年11月には、さらなる農業の競争力強化のため、「農業競争力強化プログラム」を決定するとともに、本年6月までに、これを具体的に実行していくための農業競争力強化支援法など関連8法案が可決、成立した。

このような状況を踏まえ、農林水産業を成長産業に育て、農山漁村の持続的発展を図っていくためには、地域の実情を踏まえた柔軟な施策展開が必要であることから、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等条件不利地域の多い中国地方においては、特色ある地域資源を生かしながら、農林水産業の収益性を高めるための努力をしてきたところである。

については、こうした地域の特色ある取組が将来にわたって持続的に発展できるよう、国の責任において、地域の実情に応じた担い手の育成や産地形成、ブランド化、輸出拡大の支援、中山間地域対策など、総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講じるとともに、必要な財源の確保を図ること。

2 国際貿易交渉への対応

日本と欧州連合（EU）は、本年7月6日に経済連携協定に大枠合意し、政府はTPP等総合対策本部を設置し総合的な政策対応に関する基本方針

を決定した。

また、11月11日には米国を除くTPP参加11か国が「包括的・先進的なTPP協定」に大筋合意し、さらに、日米経済対話等の検討が進められる中、今後、関税の引き下げや関税割当枠の取扱いなどにより、国内農林水産業への影響が懸念される。

国においては、いかなる国際貿易交渉にあっても、地域経済や産業、国民生活への具体的・長期的な影響等について正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水産業関係者の不安を払拭することに万全を期すこと。

3 集落営農法人等による広域連携組織化の推進

集落営農法人をはじめ、認定農業者などの多様な農業経営体の経営基盤強化を進める中で、複数の集落営農法人や多様な農業経営体が連携し、単独の経営体では実施困難な事業の展開や新規就業者の雇用の実現により、集落の維持活性化を図っていく、広域連携組織設立の動きが拡大しつつある。

については、こうした広域連携組織化の取組が進展するよう、地域の実態に即した制度を構築するとともに、予算を十分に確保すること。

4 園芸産地の育成及び担い手確保支援

土地条件の悪い中山間地域においては、施設野菜など土地生産性の高い園芸作物の生産推進による収益の向上が求められている。

については、収益性の高い園芸産地の育成と、園芸産地における新たな担い手の育成・確保を図るため、施設整備や生産支援について、地域の実態に即した柔軟な制度とするとともに、予算を十分に確保すること。

5 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を進めるためには、農地の受け手となる担い手育成や、農地の利用の効率化及び高度化を促進する基盤整備が必要であり、それらと連動した施策を含め、引き続き

十分な予算を確保すること。

6 農業生産基盤整備の推進

農業の競争力強化に向け、担い手への農地の集積・集約化や農業の高付加価値化を図るため、農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の省力化・長寿命化対策等の生産基盤の整備について、必要な予算を十分に確保すること。

また、土地改良制度の改正に伴う事業については、国において必要な予算の確保及び地方財政措置の充実を図るとともに、地域が取り組みやすく実効性のある制度とすること。特に、農地中間管理機構関連農地整備事業について、相続未登記農地が円滑な農地集積・生産基盤整備の阻害要因となることが想定されるため、こうした農地についても、事業要件である長期の農地中間管理権の設定が容易となるよう改善策を検討するとともに、中山間地域等の条件不利地域の実情を十分に配慮した制度とすること。

7 経営安定対策の充実

- (1) 生産者の不安を払拭するため、農業全般にわたる経営安定対策・セーフティーネットの充実強化を図ること。
- (2) 主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が重要であることから、農業競争力強化支援法等において都道府県の主要農作物種子生産における役割・位置づけを明確にするとともに、その役割を果たすための予算を十分に確保すること。併せて、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
- (3) 米の需給調整は、国が責任を持って必要な対策を講じる必要があるため、平成30年からの需給調整が確実に実行されるよう具体的な対策を示すこと。特に過剰作付県等に対して強力な働きかけを行うなど、従来から需給調整に取り組んできた県に不利益が生じないよう、公平性を担保した方法で行うこと。

8 林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立

- (1) 森林吸收源対策等の推進に向けて、継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる森林環境税（仮称）の創設に当たっては、新たな森林整備等の業務に係る都道府県及び市町村の役割分担を明確化するとともに、事業を実施する市町村の意向を踏まえ、都道府県との連携等、実効性のある体制支援にも配慮すること。
- (2) 森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、適正な管理が困難な森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを早期に創設すること。
- (3) 新たな仕組みの導入による森林の管理経営の集積・集約化を進め、林業・木材産業の成長産業化を促進するため、「林業成長産業化総合対策」の予算を確保し、路網整備や高性能林業機械の導入をはじめ、川上から川下までの取組を総合的に支援すること。

9 鳥獣被害防止総合対策の推進

鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するために「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保するとともに、助成対象を拡大すること。

平成29年11月24日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	村岡 嗣政